

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	介護保険課

契約業者名・住所	株式会社 アイネス 営業本部・東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
工事等の名称	令和7年度税制改正に係る制度改正対応業務委託（個人住民税システム）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	情報処理
工事等期間	令和8年4月1日から令和8年7月31日
契約金額	1,760,000円
工事等の概要	令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険制度の改正に対応するため、税連携インターフェースの変更に係る個人住民税システムの改修を行う
随意契約の理由	<p>株式会社アイネスについては、松戸市の税システムの構築、賃貸借、保守業者であり、システムの運用、業務を熟知している。また本契約は株式会社アイネスが現在運用している介護保険システムとの情報連携における税システムの改修であることから、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適当であると思料する。</p> <p>見積書の徴取にあたっては、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定に基づき、株式会社アイネス営業本部から見積を徴するものです。</p>